

「日本国憲法について（21世紀の日本と憲法）」 意見概要（800字）

新しい21世紀のもと、日本国憲法の平和主義、基本的人権尊重主義、民主主義の基本理念を、一人一人の国民の不斷の努力によって実現し、発展させなければならない。

一 日本国憲法前文は、「平和の維持」、「専制と隸従、圧迫と偏狭の地上からの永遠の除去」、「全世界の国民の恐怖と欠乏からの脱却」、「全世界の国民の平和のうちに生存する権利」を宣言し、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた。日本国憲法の前文の平和主義の理念と第9条は、「核時代」における全世界の平和のための「先駆的」憲法、平和の世界的シンボルとして誇りとすべきであり、改正すべきではない。「武力の威嚇や行使」によらない平和の実現のための積極・具体的な行動、例えば、核廃絶・軍縮への積極的活動、全世界の不安と貧困と窮屈に対する経済・文化・医療活動等によって、平和主義の具体化に努力しなければならない。

二 日本国憲法は、第13条に「すべて国民は、個人として尊重される」と定めているが、21世紀の憲法として、「国民」だけでなく、日本国内の「ひと」さらには全世界の「ひと」が「尊重」されなければならない。したがって、第13条を「何人も人間として尊重される」と改め、基本的人権の中心理念であることを明らかにする。

三 21世紀の高度情報通信社会において、「情報」への自由な接近と公開が、「表現の自由」のみならず、民主主義の基礎をなすものである。そのことを明確に保障するため、「国民の知る権利」を基本的人権として定める。

四 日本国憲法前文の「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」に照応し、基本理念としての国民主権を明確にするために、第1章を「国民主権」と改正し、そのための必要条項を定める。

(以上)